

演習の履修登録にかかる注意事項について

令和4年度後期に法学部において開講されている演習の申込みについては、法学部ウェブサイト（下記）に掲載のとおりとなっております。

記載のとおり、参加許可を受けた演習を放棄する場合には、担当教員に理由を説明する必要があります。なお、申込み者多数の場合、参加許可の発表にあたっては、授業担当教員によるセレクションが行われるため、発表後の履修取り消しは、科目担当教員だけでなく、受講を希望し申請したが、選ばれなかった学生にも多大な迷惑が掛かります。今後、演習を申し込む際は、そのことを考慮して、演習を申し込んで下さい。

○授業に関するお知らせ 令和4（2022）年度 後期開講の演習の申込みについて

http://www.law.tohoku.ac.jp/education/ed_forstudents/classwork-info/ed-procedure/